

第9 1回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和5年9月15日(金) 13時30分～15時30分

(2) 場所 杉妻会館 4階 牡丹

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、小堀健太、佐藤成、澤田精一、島田マリ子、
高島亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
災害対策課専門通信技師、
農林総務課主幹、農林技術課長、
土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、
県中建設事務所主幹兼建築住宅部長、小名浜港湾建設事務所主幹兼次長(業務担当)
入札用度課主幹兼副課長、県中地方振興局出納室長、いわき地方振興局出納室長
教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
企業局いわき事業所次長(業務担当)、いわき事業所施設管理課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 不祥事の再発防止対策の取組状況について

イ 県発注工事等の入札等結果について(令和5年4月～7月)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和5年6月～8月分)

(1) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 地域の守り手育成型方式(試行)の結果及び改正の効果について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第91回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議も、前回に引き続きまして会議時間の短縮に向けて、資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、職員については説明や発言等を着座して行いますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、市岡委員、伊藤（洋）委員、新城委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事の進行について、伊藤（宏）委員長よろしく申し上げます。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は審議事項が3件と報告事項が2件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、報告事項ア「不祥事の再発防止対策の取組状況について」についてです。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

1の各種システムからの情報漏洩防止ということで簡素に書いているだけと理解していますが、ID付与者の限定及びパスワードの再設定は対応済みということで、IDを付与する権限を持っている人と付与を受ける人が一緒になっていないとか、IDを付与していたけれども、担当が変わったら必ず削除するとか、あるいは削除したことを誰が確認するとか、その辺りのルールが設定されているのかどうか念のため確認させていただければと思います。

【入札監理課長】

各部でそれぞれシステムを持っていますので、システムを管理する担当課でチェックをしております。例えば入札監理課でも建設業管理システムを持っており、それにつきまし

ては、我々のほうで一旦全てIDを削除して、新たに使う方、必要な方に付与するといったことを既に対応しております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ほかにございますでしょうか。

公正取引委員会による研修ですが、数年前、郡山市役所で研修に参加させていただいたことがあります。委員の皆さんから見たいとの要望があれば、何らかの形で対応していただけののでしょうか。

【入札監理課長】

そのような形で考えていきたいと思えます。

【伊藤（宏）委員長】

だいぶ前なので記憶が定かではないですが、いろいろな不正の事例があり、公正取引委員会、そして、このような事例があつて、ここが問題でしたよというようなことも含めながら、もしも不正と疑わしきことがあつたらどのように対応すればいいかとか、そのような内容だったように記憶しております。

【澤田委員】

今回研修ということで、農林水産部、土木部、入札関係の部署を中心に行い、そのほかの部署についても入札関連の担当職員ということで、リモート参加とあります。

いわゆる工事以外の委託あるいは備品の発注をする部署も入札や発注に関わるという意味では、やはり県庁全体でこういった研修を全職員がそのような危機意識をもつことが大事で、できれば多くの職員の方に研修を受けていただくことが再発防止に繋がると思いますので、ぜひ、今後も続けての対応をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題「県発注工事等の入札等結果について」令和5年4月から7月分でございます。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあつた件について、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

資料2について、毎回、対前年度比ということで2年分見せていただいておりますが、例えば震災以降、もう10年以上たっていますので、年単位のスパンで何か見せていただける資料みたいなものが作成可能かどうか、全ての項目の資料を作るのは大変ですので全ての項目でなくてよいです。例えば、平均落札率とか、資料にはないですが、個人的には不調がどのように変遷しているか知りたいということもあります。年単位で震災前ぐらいからの資料も見たいと思いました。

もう一点、資料2-1の17頁下から7段7月5日に同じ会社が並んでいます。一枚前に戻ると15頁に6月30日発注で同じ会社かとびとびで7者並んでいます。このような状況をどのように評価されているのか聞きたいと思いました。

【伊藤（宏）委員長】

最初の質問は震災前から主要な項目を時系列で傾向がわかるような資料、これはそんなに難しい話じゃないと思います。どのような項目かは後で相談していただいて。

2番目の方をお願いします。

同じ事務所で同じ日にひとつの事業者が複数の落札をしているのは、なぜそういうようなことが起きるのかということです。

【入札監理課長】

このご質問に関しましては、評価という点については分析等も行っておりませんでしたので申し訳ありませんが、17頁に関しては昭和建設工業（株）が全て落札しているということなのですが、それぞれ入札参加者数を見てもバラバラでございますので、どういったことでここが全て落札できたのかということとはよく中身を見ていかないとはいえないと考えるので、今即答することはできません。

【伊藤（宏）委員長】

ということでどういことが原因でこういうことがおこるのか。たまたま偶然ということも当然あり得ると思うんですが、もしも調べられたら調べてください。

【入札監理課長】

こちらで調べまして、何かあればメール等で御説明させていただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかにございますでしょうか。

それでは、次に報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和5年6月～8月分）」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、次に審議事項ア「抽出事案について」です。

テーマは「随意契約のうち不落随契を除くその他に該当する案件」

対象期間は、「令和3年4月～令和5年3月までの契約案件」です。

まず、事務局より随意契約について説明していただいた後、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。小堀委員、佐藤委員の順番で説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料4-1」2枚目により説明）

【伊藤（宏）委員長】

それでは抽出委員から説明をお願いします。

【小堀委員、佐藤委員】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1 企業局いわき事業所の案件について説明してください。

【企業局いわき事業所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。補足として備考の「入札関連業務に関する不祥事防止の取組」については新しく追加された項目です。前回新城委員から提案されましたので項目を設けていただきました。

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

随意契約の理由でノウハウが集積されて、他の者に公開されていない。これは理解できるのですが、その公開を求めるようなプロセスは、一般的にはあり得ないのかということだけ念のため確認できればと思います。

【企業局いわき事業所】

求めるというのはこちらから製造者に公開を求めるということでしょうか。

【小堀委員】

特許などのように知的財産で守られているものであれば、当然それを拒否する権利はあると思いますが、公開さえいただければ他の方でも工事ができる可能性という意味で、念のための確認でございます。

【企業局いわき事業所】

図面を確認した際に、詳細部分については公開出来ない旨記載してありましたので今回はこのような入札の手法をとっています。

【伊藤（宏）委員長】

元々の工事を請け負った業者以外は出来ないという案件だと思うんですが、施工はいつ頃だったでしょうか。

【企業局いわき事業所】

おおむね50年前の施工です。

【伊藤（宏）委員長】

その当時の4, 800万、物価の違いもあるので、今の価格にするとそれよりも高いくらいの価格になっているんですが、その業者しか出来ないというのは理解しました。

ただ、この価格でなければという部分をどのように客観的に検証できるかということで、いろいろ細かい見積書を提出いただいてということだったんですが、先ほど小堀委員からもありましたように、いろいろな詳細なノウハウであるとか、細かい部分がわからないから、そもそも、ほかの業者は見積りさえ出せない。こういうことでしょうか。

【企業局いわき事業所】

左様でございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかにございますでしょうか。後でまとめた際でもご質問ありましたらお願いします。

それでは次に、案件番号2 県中建設事務所の案件について説明してください。

【県中建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

地域性も考慮しているということで理解が深まりました。

今回こちらが選んだもの以外で、畳修繕工事の2と4という業務もありまして、8者という分母があり、その中から7者選んだということは理解出来たのですが、2と4はまた別の業者の名前が入っていたと記憶しているのですが、そこはエリアが少し違ってくると母数、分母が変わって、選定された7者が変わったというそういった、ここからは読み取れない質問で大変申し訳ないですけど、その点だけもし記憶も含めて発言可能であれば質問させていただければと思います。

【県中建設事務所】

まず修繕する公舎の位置によって近いところを選んで、そこから見積り相手方に設定していくという順序でございます。

郡山市は8者しかなく、管内では須賀川市にもう1者あり、9者ということになるんですが、近いところを選ぶというところから7者選んでいるということでございます。

【小堀委員】

はい、わかりました。ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ほかにご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

見積りを出すことも業者にとっては結構負担になるかと思うのですが、選定されない業者は見積りを提出してと言われて提出して終わっているような形になっているのかなという。

このように数を増やせばいいということではなく随意契約でやっていくというのであれば、もっと絞った形で見積り合わせをしてもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

【県中建設事務所】

そのためにですね、受注機会を確保するというところで、畳修繕の1 2 3 4の4つ出しているところですよ。

【佐藤委員】

4つ出すのであれば4者から見積り合わせをしてもいいのかなと。業者の負担を考えると、随意契約もそうなんですが、見積りするという作業は結構負担にはなるはずですよ。それを求められて何も無いというのが、残りの会社はそういうことになっているということですよ。

【伊藤（宏）委員長】

何もないわけではないですよ？見積り合わせをするんですけど、その中から1番安いものを選びますということですよ。

つまり、最初の案件は、その業者しか出来ないという案件なので1者で随意契約をして、2番目の案件は、複数の業者が可能なわけですから、随意契約でありながら競争性を持たせましょうということで、7者から見積をとっている。実はこれはやっていることの中身は指名競争入札なんですよ。

（福島県の指名競争入札は）地域の守り手育成型方式はありますが、このような状況では指名競争入札の制度はないので、これは一般競争入札で出来ないことはないような気はするんですけど、いろいろな条件、例えば地域や工事日程等の条件を課すと、一般競争入札は不可能なのではないでしょうか。

【県中建設事務所】

業者数が少ないので一般競争入札にはなじまないと判断しています。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、一般競争入札になるための業者数を満たしていないので一般競争入札は出来ないということ。そうするとそれが随意契約にした理由ということになりますよね。

これは制度の問題で、やっていることは一般競争入札とか指名競争入札と同じようなことをやっているわけで、見積りを無理矢理出さされてそれでおしまいではなくて、安い見積りを出せば契約がとれるわけです。

札を出すのと意味はそんなに変わらない。ということなのですよ。

【島田委員】

距離が近いところで選んでいるということで随意契約という理解でいいのですか。

【伊藤（宏）委員長】

要するに距離が近いところを選んだっていうことと、工事日程の関係で、その工事日程が1日でできるっていうこの二つの理由で、

【島田委員】

7者を選んだ時点で随意契約ということにしたのかなということでも理解したのですが、その中で1番安いところを選んだという理解でよろしかったでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

仕組み自体が随意契約ではなくて、条件付一般競争入札あるいは指名競争入札に近いやり方なんですよ。

ただ、指名競争入札という制度自体が県にないので、ある特殊な場合を除いて一者随意契約にする意味はないんですよ。

この7者あるいは8者であればどこでも施工ができるので、制度上これは随意契約をやらざるを得ないと。だから、なるべく競争性を持たせるようにたくさんのところから見積りをとって、その中から1番安いものを選びましょうと、こういうところで少し複雑な関係にはなっているのですが、本当の理由は近いとか1日でできるとかではなく、これだけの業者しかいないので一般競争入札も出来ないし指名競争入札も出来ない。だから、看板は随意契約ですよ。でも、中身は随意契約ではなくて指名競争入札と言うべきものですよっていう、理解でよろしいですか。

【入札監理課長】

可能な業者数が市内にこれしかないというところから競争性を持たせてということなので、指名に近いものではあるのかなと考えます。また、見積を出すのが負担だという場合に、そもそも参加したくない場合は辞退という選択も可能なので、それぞれ見積書を出しているということは受注したいという意味はあると考えております。

【伊藤（宏）委員長】

一般の指名競争入札でもやりたくなかったら最初から辞退すればいいわけですから、見積書を提出するっていうことはそれなりにやってもいいよっていう意思表示だと思うんですけど。

【小堀委員】

結果論かもしれませんが、万が一同じ業者さんが2つ、3つもとれていたらそれはそれで工事は可能だったのでしょいか。とった上で1個しか出来ないの、残りは辞退するような流れになるのでしょうか。

【県中建設事務所】

それ（2つ、3つ落札すること）を含めて応札しているはずだと思います。

なので、そこはなんとも言えないですが、応札しているという形であれば落札する可能性はゼロではないと思います。

【入札監理課長】

4件とも全て同じ業者がとれば、それはその業者に4件ともやってもらうことになりま

【伊藤（宏）委員長】

これも制度の問題で、同じ日に同じ業者が複数取るのは駄目と決めている自治体もあります。でも福島県ではそのような規定がない。これは同じ日であったとしても、複数エントリーして複数とればやらざるを得ないというわけですね。

はい。ほかいかがでしょうか。

次に、案件番号3 小名浜港湾建設事務所の案件について説明してください。

【小名浜港湾建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

ありがとうございます。よく理解出来ました。その上での念のための確認だけなんですけども、今回3者に見積合わせの参加をお願いしたという中で、これ以外にはいないと。また、この3者以外のところが同じように船舶を所有し始めたとか、そういったことで、今回のような工事ができるようになったとすれば、名簿に載り、次のタイミングで類似性のある工事をやる際には、ここに4者目の名前が入ってくるというようなそんな流れと理解してよろしいでしょうか。

【小名浜港湾建設事務所】

そうですね、一応我々の方では、船舶がどのくらいの期間泊まっているかも把握出来ますので、1年以上とか、ずっと居るなということであれば、追加することも可能だと考えています。

【小堀委員】

はい、ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

次に、案件番号4 災害対策課の案件について説明してください。

【災害対策課】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【小堀委員】

先ほどのセジマートと比較しての質問になるのですが、セジマートは見積りを業者からいただいてその妥当性を評価しているということで落札率100%になっていると。

今回も話の流れとすると、類似性があるように思うのですが、今回は見積りではなく、発注者側で積算をして見積りを出していただき、その差が99.02%という落札率になっていると、セジマートとはプロセスが違うという理解でよろしいでしょうか。

【災害対策課】

設計書の作成に当たって参考見積りはいただいています。

【伊藤（宏）委員長】

ほかにございますでしょうか。

次に、案件番号5 企業局いわき事業所の案件について説明してください。

【企業局いわき事業所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【佐藤委員】

全般的なことになるのかもしれませんが、今回の随意契約の中で指名競争入札のようなものと、1者しかできないという2種類の契約形態があるというような認識をもったのですが、随意契約というと、その1者しか出来ないと考えていたので、どうなのかなと思っていましたが、今回もそれよりは指名競争入札に近い契約形態になっているという認識でよろしいでしょうか。

【企業局いわき事業所】

製品の心臓部にかかる場所に限定されるということではなく、今回は部品を取替えとかそういった工事ですので、複数者で技術的には可能であるということです。ただ、工業用水の運営上、水を絶対止めないという条件を履行できる施工実績を有するということで突き詰めていくとこの3者が可能であると判断をしたところでございます。

その1者というのは、機器を作る際の技術がどうしてもその1者にしかないというところで仕分けをして、業務を進めているところであります。

【伊藤（宏）委員長】

それでは抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思います。全般的なことでもいいですし、個別の案件でも結構ですが、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【島田委員】

今回のように随意契約となりますと、1者の場合は技術とか工法とか材料とかその会社さんが単独で開発されたものが多いと思いますが、その前の県の方で出される予定価格、普通ですと、入札に付す予算を出すのにある程度決まった単価があって、そこに各社が数量を入れて予算を出していきながら各社のいろんな工夫によっていろいろな見積の差が出てくると。その中で、やっぱり価格が安いもので選ぶという方法が一般的なんですけど、このように難しい案件になりますと、こちらとしても予算を出すのが非常に困難だと思われるのですが、その辺をどのようにしてやってらっしゃるのかなと、大変だと思ひまして。

あるいは提出された見積について精査することでやってみるとか、そういうこともあるのかなと思いますので、基本的なところを伺いたい。

【入札監理課長】

少し話が外れるかもしれませんが随意契約でも2者以上で見積り合わせをするというのが基本になります。

なので、単独随契というのは、どちらかという例外です。そこでしか出来ないというものについてはやはり予算化する時に参考見積りを取り、発注者がチェックなどをして、その金額で予算化するということで、あとは実際に見積り合わせを予算化した後に行う形になります。

【伊藤（宏）委員長】

1者随契の場合、言い方が悪いかもしれませんが、相手方の言い値でやらざるを得ないという部分が、可能性がないとは言えないということですね。特に、特殊なノウハウや技術があればあるほど、県でも見積りが出来ないわけですから、その見積りを信用せざるを得ないと。どうやってその見積りの客観性を担保できるかというのは非常に難しい問題ではあります。

今の話と少し関係するかもしれないですが、当初設備等を設置したりしますよね。そうすると必然的に、その後、メンテナンスや修繕というものが起こってくるが、どこの業者でもそれができればその都度入札なり、あるいは複数の随意契約だとしても、競争性の確保のために複数業者を選定できればいいんです。

最初に設置した業者しか出来ないというもの、1番のような例があるんですが、今回、言い値って言い方をしたんですけど、結局、最初を取れば後々の工事等々がその業者に頼まざるを得ないから業者からすれば最初をとればあとは自然に注文があると、こういうことにならざるを得ないんですね。

そのときに、事前にある程度メンテナンスであるとか例えば情報施設などもそうかもしれないですが、そういったことがわかっているならば、将来起こりうるものを含めてどの業者を選定するかというようなことを、制度上できるんですか、あるいはそういうことの考えがあるのかなのか。

つまり、御存じの方もいるかもしれないのですが、ライフサイクルコストという考え方があって、これは売り手も買い手もどちらでも適用出来るんですが、買い手側、つまり発注者側から考えると、単にいくらで最初を買っただけではなくてその後メンテナンスとか修繕であるとか、最後は廃棄のコストまで全部ひっくるめて考えて、どのものを選ぶと1番得なのか、こういうことをやりましょうというのがライフサイクルコストなんですが、県の入札の場合はそのようなことは考慮出来ないでしょうか？それとも何らかの形で可能なのでしょうか。

【政策監】

委員長それから皆さん、非常に難しい核心に迫るご質問です。

実はそれは、まず、県のものの持ち方と管理の仕方と、また予算をとって、これからつくり、その後執行して、更にそれを管理しているやり方と非常に関連性がありまして、今、委員長が話されたトータルライフサイクルコストと比較するとすれば、例えばリースみたいな形で、いわゆる県の持ち物にせず、相手方の持ち物を一定期間5年とか10年と

か借りるやり方ができるものであれば、県も予算化するとき5年間の債務を負担するような形で予算を取り、毎年の執行をしているやり方もあります。

ただ、今御議論いただいているのは、工事という形で県が所有をし、毎年毎年メンテナンスをしていくというやり方で管理をしておりますので、今のお話ですと今の県の仕組みあるいは地方自治法の仕組みから言ってもなかなか難しいと思います。

一方で、今、委員長が御指摘された行為で、例えば予算のシステム、あるいは、税務システムなどのシステムを1回入れると、結局そこに入れた業者がメンテナンスしなきゃいけないということで、非常に国でも問題になっておまして、まさに議論が進みつつあります。そういったところを、今後我々も研究し、システム的なものは国の行方を見てまいります。一方で、こういったインフラの整備や管理については、今の制度上はこのやり方となります。先程いわき事業所で申し上げましたが、その中でも、この金額がいかに適切なのかというのは、より細かい見積書などをもって精査しているということだったので、できる限りのことはやってくれているということですが、どうしても制度上、限界があるということは申し上げないといけないなとは思っております。

【伊藤（宏）委員長】

簡単に言うと我々だったら、車を買う時に単なる価格だけではなくてその後の燃費や修理代、車検代も含めて、トータルで例えば10年車を持つならどちらが安いのかということが出来るわけですけども、なかなか県のいろいろな工事だとかはそのようなことがしにくい仕組みになっている。もちろん予算が単年度であるということも含めてなかなか難しいと、だからなるべく、その後のいろいろなメンテナンス等については客観性を持たせるような、いろんな工夫をしていかざるを得ないということですね。はい、ありがとうございます。

【佐藤委員】

セジマートは40年50年経つものなのでリースには向かない、ある意味しょうがないと思うのですが、ノウハウの部分、特許権だと10年20年後かに権利が切れるというものもあるので、核心の部分であっても40年50年経てば公表してもらうような前提の内容に最初からしておくのも一つなのかなと思いました。

それから、4、50年前のもの、それはそれでいいものだと思うのですが、今の考え方のもう少し新しい別の設備に投資というのも一つ考えられるのかなと思いますので、そういう点では、今回それなりに金額が高い、また、1者しか出来ないというような形で限定されているのであれば、新しいシステム、新しい設備に変えるというのも一つの選択なのかなと思います。

ある程度短い期間であれば、全体のコストも計算できるかと思うのですが、40年50年は無理だろうかと、先ほど選んだ通信設備も移設となるとやはり同じ事業者というふうになって、随意契約でしょうがないと思いますが、先ほども言ったように、1者の随意契約をやっぱり複数の見積り合わせ的なものができるのかちょっと性質が違うので。1者随意契約にならざるを得ない。土地なんかの契約は当然1者随意契約になると思うんですけど、そうじゃないものについては、もうちょっと多角的に別なやり方を検討されるのがいいんじゃないかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、抽出案件についてはこれまでとし、審議事項イに移りますが、その前に5分程度換気の時間を設けます。

時間となりましたので、再開します。

審議事項イ「地域の守り手育成型方式の分析・評価」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【高島委員】

今ほど説明ありましたとおり、まだ発注件数が少ない4か月分ということですが、比較対象の単位は年単位になっていますので、それも参考になるにはなると思います。

資料5-1の2頁目、中段の部分の令和2年から4年度分で地域の守り手が477件で、一般競争入札が1,133件、約3割程度が地域の守り手ということで、発注件数が少ないとはいえ、上の段も、今年の4か月分という地域守り手が32件、条件付一般競争入札が139件。こちらだと約2割ということで、確かに4か月分ではありますけど、1割減っているなというのが見て取れます。

そこで気になったのが、資料5-2、表の最後の12ページ目の太線以下32件分が今回の4ヶ月分だと思うのですが、発注件数の減少よりも、全く1件も出てない方が幾つかあります。県中、若松、喜多方、相双などが事務所の名前も全く見受けられないですが、令和4年ではしっかりあるので、この辺何か要因がわかれば教えてください。

【入札監理課主幹】

発注がない方部についてですが、事務所に確認したところ、守り手育成型方式での発注については、比較的技術力を要さない工事について発注を考えているというところがあり、現在発注がない事務所に関してはその対象工事があまりないという状況があるということと、相双については、まだ復興工事が数多く残っているという状況で、地元の企業がその対応でいっぱいという状況であるということもあり、守り手の発注が出来ていないということです。

【入札監理課長】

補足しますと、昨年度、守り手育成型方式の活用が非常に少なかったということがあります。業界団体と意見交換の場でも、土木部から品質確保の点で懸念があるという意見もございました。これを踏まえ、今年度、技術的適性での部分での一部変更を加えたり、見直しを図っております。このように、こちらとしては、発注者の意見も尊重しながら見直しをしていますので、今後増えてくるであろうと考えております。

先月末に発注者及び入札を担当する出納と意見交換をしました。

入札監理課で行った見直しの趣旨を説明して、こういうことで今回見直しをかけているんだという説明も行いましたので、今後、増えてくるとこちらでも考えてはおります。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次は、「各委員の意見交換」です。意見等がありましたらお願いします。

【澤田委員】

一つお伺いしたいことがございます。今月1日に、県を含めて公労使10団体による価格転嫁の取組共同宣言が出されました。

県の発注に関わる工事については逐次、単価の見直しをして適正な発注に取り組まれていると思いますが、今日出席いただいている部局の中でも、窓口は商工労働部になるかと思えますけれども、業者さんへの情報、適正な価格に対する情報発信なり情報収集なりの取組の予定があれば教えていただきたいです。

ぜひ、これも県庁あげての取組が必要だと思いますので、現段階での考えなどをお聞かせいただきたいですし、問題は民間同士の工事発注とか、そういったことの適正化の問題なりも大きな社会問題になっていると思いますので、そういうような情報あれば教えていただきたいなと思います。以上です。

【技術管理課】

土木部の技術管理課です。技術管理課で建設工事の単価の設定など、技術基準の積算基準を担当してございます。

今この話題が出ました物価高騰については、ここ1年半ぐらい非常に高騰の状態が続いているという状況です。

この辺を踏まえて、昨年8月から県の土木部で設定している約9,000の単価のうち7500種類については毎月単価を改正しているところです。さらに、今年度に入っても物価の上昇が続いているところがございますので、残りの1,500種類の単価についても今までは年1回の単価改正を4月に行っていたところですが、今年度から10月にも改正を行うということで、先日公表したところです。

また昨今、特に燃料の単価の上昇というのは非常に著しいということがございます。

設計も工事の発注については、入札公告から契約まで1か月半から2か月かかるというところもあります。

その間に物価がまた変動して高騰するという状況もありますし、工事に着手してから、また物価が高騰するという状況にも応じています。

そのときには契約の条件としまして、スライド条項といたしまして、例えば工事費の1%以上が物価高騰によって工事金額が上昇するということになれば、その分の変更が可能になるということがございます。

その辺を踏まえて、今県のほうでも4月に各業界団体、これは県の発注工事の元請となる建設業団体だけではなくて、例えばコンクリートの資材を納入する資材業者に対しても実勢価格で実際の資材の取引をするように呼びかけているところです。

特に、物価の高騰が激しい場合は、スライド条項の適用も可能になるということもありますので、極力、最新の単価での取引というものを呼びかけているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

次元が違う話になるんですが、給食業者が雲隠れしたということで、いろいろなところで給食や弁当が提供出来ないと、これは福島県では影響はあるのでしょうか。それも価格転嫁が出来ないということが原因でバンザイしちゃったってということなんですが。

【入札監理課長】

先ほどの給食関係については、教育庁の方でも情報はないようです。

【高島委員】

先ほどの抽出案件2の時に委員長さんからお話ありましたが、同一日入札で外される案件がある。まさに栃木県なんかは取り抜け方を前から採用されて、そのような県が他にもあると聞いていますので、お話が出たついでではないのですが、そのような研究もいいかもしれないですね。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、同じ日に再入札しても、一つしかとれないようにすれば、全部出すということをしちゃうわけですね。でも、もしも、たくさん落札出来たら、工事が落札出来ても施工できるのかなと、こういうような問題になりかねないということで、これは制度仕組みの問題であると思うのですが、検討の余地はあると思います。

はい。

ほかにございますでしょうか。

【渡邊委員】

弁護士の渡邊と申します。今日はありがとうございます。

まず、審議事項の抽出事案について、今回抽出いただいた事案それぞれ事情も違って種類も違って、制度担当の方からもそれぞれ詳しく説明をいただけたので非常に良かったと思っております。この中で、高度の専門性を有する事案で単独随契とせざるを得ない事案については、やっぱり私も非常に懸念点は多いなと思ひまして、その中で特に2つ、まずは委員長がおっしゃったように、将来的な部分を見据えて考えなければならないのかな、というところが私も本当にその通りだなと思ひまして、将来ずっと同じ業者に頼んでいくというところの危険性というのも、もちろんそうなんですが、その業者が倒れてしまうことへの対応についても、どうしても考えないといけないと思うので、そこについて、1番最初に契約するタイミングでどこまでリスクヘッジできるか、この辺りの視点についても御検討いただきたいというのが1点と、もう1点は単独随契をしたときの見積についてかなり精査が必要なのではないかということです。

客観的な事情に基づいて、誰から突っ込まれても間違いなくこの見積は適正であり、正当なものだということを自信を持って言えるような精査が必要だと思いますので、その辺りやっていただければいいのかなとお話を聞いていて感じました。

もう1点これもまた戻ってしまって恐縮なんですけれども、コンプライアンス研修についてお伺いしたかったのですが、リモート参加またはビデオ研修で対応可能というところなんですが、参加者の管理の方法についてどのように予定をされているのか、具体的にはZoom等で参加が可能ということであれば、画面を映したもの、参加の様子が見える状態にしておくのか、あと最初から最後までしっかり聞いているというところを誰が

チェックしているのか。弁護士の研修なんかでは本当に重要な研修だったりすると、そういうところまでしっかりやっているというのがありましたので、そういったところを予定されているのかっていうのをお伺いできればと。

【入札監理課長】

実際に出席する方に関してはこちらで把握出来ますが、リモート研修の部分は、これはやはり所属としても研修を受けさせる必要があるということで実施する内容でございますので、所属で受けているかどうかをそれぞれ確認してもらおうという形で考えております。

【澤田委員】

先ほど質問なり、さっき委員長からもその給食の委託の問題がありました。

複数年にわたる委託契約とか、債務負担を行うような契約に関してはやはり、その給食業者のように物価の影響で倒れてしまったのでは元も子もないわけでありますので、先程土木部さんからの回答ありましたが、全庁的な価格転嫁の取組というのは、大事だと思いますのでそういう視点での発言でした。

この委員会は多分該当しないと思いますが、指定管理者制度や協定の取組、公の施設の管理維持をする協定だと思いますが、その部分についてこのような公の議論がされているのか分かりませんが、やはり県発注の協定ですね、契約とは違いますけれども、適正な管理あるいは、適正な協定そして、管理運営基準が大事だと思いますので、その辺がどういうふうに対応されているのか、分かればよろしくお願いします。

【総務部政策監】

公の施設の指定管理ということになりますと、制度は委員からご指摘あったとおりで、県としては5年間なら5年間の期間に、手を挙げてくださったところに対して、収入と支出の計画を出していただき、県はそれに対して一定期間のお支払いを約束し、そこから得られる収入は事業者さんの営利になっていくという設定でやっていただく内容になっております。

直近の例えですが、コロナで非常に収入が落ち込んだ、今回の場合は費用が上がったということかもしれませんが、収入が落ち込んで、県がお支払いするまで取られる管理費では収入を補えないという話が出たときには、一つ一つ事業者の方と話をし、どういった形で収入を上げる努力をしたのか、またはやれなかったというのも明らかになった上であれば、一定程度その赤字のところを埋めるというようなことをやっております。

これは一定のお金で指定管理をしてもらう前提で予算措置をしている中で、それが減ったとなれば当然、そこを埋めるにあっても県民の方への説明責任はあるので、そこはお互いに真摯に話し合った上で、埋める埋めないの話をして対応させていただいています。

ですから、今後、同じような事例が発生したとすれば、同じような理屈できちんと丁寧に、それこそ事業者さんごとに状況は違いますので、一つ一つ丁寧にやった上で本当に必要があれば説明責任を果たしながら対応していくという流れになっていくと思います。

【伊藤（宏）委員長】

はい。よろしいでしょうか。

次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

それでは、事務局のほうから何かありますか。

はい。それでは本日の議事はこれにて終了いたします。ありがとうございました。

【入札監理課長主幹兼副課長】

それでは事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は11月中旬～下旬頃に建設業関係団体等の意見聴取の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、

お手数ですが、9月26日（火）までに事務局へご提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第91回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。